歯科技工士業務従事者届

（令和８年１２月３１日現在）

※記入後、令和９年１月１５日までに就業先を所管する保健所へ直接又は郵送で届け出てください。　【岐阜県】

<table>
<tr><td rowspan="2">氏　　名</td><td rowspan="2"></td><td>性　　別</td><td colspan="2">年　　齢</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１ 男　　２ 女</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>（旧姓）</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4">都道
府県</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歯科技工士
名簿登録</td><td>登　録　番　号</td><td colspan="3">登　録　年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">西暦　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">業務に
従事す
る場所

（該当する数字を〇で囲むこと。）</td><td colspan="4">1 歯科技工所　　（歯科技工所番号：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">2 病院又は診療所</td></tr>
<tr><td colspan="4">3 歯科技工士学校又は養成所</td></tr>
<tr><td colspan="4">4 事業所</td></tr>
<tr><td colspan="4">5 その他</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>岐阜県</td><td colspan="2">電話番号
（　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）1. 該当する数字を〇で囲むこと。

2. 「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
3. 「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
4. 所在地は、本社や母体となる組織の所在地ではなく、実際に業務を行う場所の住所を入力すること。
5. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
6. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

就業先を所管する保健所

保健所名	担当市町村	所在地・連絡先
岐阜市保健所 感染症・医務薬務課	岐阜市	〒500-8309　岐阜市都通2-19 電話058-252-7187
岐阜保健所 総務課	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	〒504-0838　各務原市那加不動丘1-1 岐阜県健康科学センター内 電話058-380-3001
西濃保健所 総務課	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	〒503-0838　大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 電話0584-73-1111
関保健所 総務課	関市、美濃市、郡上市	〒501-3756　美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 電話0575-33-4011
可茂保健所 総務課	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎 電話番号：0574-25-3111
東濃保健所 総務課	多治見市、瑞浪市、土岐市	〒507-8708　多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話0572-23-1111
恵那保健所 総務課	恵那市、中津川市	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 電話0573-26-1111
飛騨保健所 総務課	高山市、飛騨市、下呂市、白川村	〒506-8688　高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話0577-33-1111